

フロントローディングの実例紹介

一般社団法人日本建設業連合会 生産性向上専門部会 主査 堀江 邦彦

1. はじめに

本誌106号にて「フロントローディングの推進に向けて」と題し寄稿させていただいた。その際、日建連より『フロントローディングの手引き2019』を正式発行することをお知らせしたが、7月10日にプレス発表し、無事発行するに至った。「手引き」は取組みの背景や実施プロジェクト事例、アンケート調査等を加えており、下記URLにてダウンロードできるので、参照いただければ幸いである。
<https://www.nikkenren.com/publication/detail.html?ci=310>

2. フロントローディングと「工期の適正化」

建設業界にとって歴史的とも言える重要法案が第198回通常国会で成立し、6月12日に公布された。法案名は「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」である。この中に建設業における長時間労働の是正に向けた工期の適正化が謳われ、著しく短い工期による請負契約の締結禁止、違反者に対する勧告が明記された。今後、中央建設業審議会（中建審）による「工期に関する基準」の制定を経て、2020年秋以降に施行される見込みである（下記URL参照）。

<国土交通省資料：新・担い手三法について>

<https://www.mlit.go.jp/common/001299383.pdf>

このことは何を意味するのだろうか。従来、日本の建設業界においては、適正である、ないに関わらず工期厳守は商慣習上、絶対的な請負条件であり、時として過重労働をも厭わない無償サービスとなった。法案は正にそこにメスを入れたもの

と考える。端的に言う「法的に時間資源を確保する」ことが働き方改革の中で義務づけられたのであり、業界にとって画期的な出来事となった。

建築は個々のプロジェクト毎の一品生産である。だからこそタイムマネジメントの優劣はプロジェクトの成否を決定づける。建築主・設計者・施工者がこのことを理解し、設計フェーズの早い段階からフロントローディングし、適正なプロジェクト工期を確保すれば、お互いに余裕ある検討時間の中で適正品質・適正コストをつくり込むことができる。設計者が、施工者の提案する生産情報（構工法計画・調達計画等）を、設計図書に反映する意味がそこにある。

3. 本誌にてお伝えすること

公共工事におけるフロントローディングについて、設計段階から取り組んだ3編の具体的な事例を挙げ、「三方よし」の関係性と工期・コストのリスク解消・問題解決の姿を示した。

◎事例1：DB方式「市立サッカースタジアム」

施設のコンパクト化・合理化施工の総合力発揮

◎事例2：ECI方式「市民病院」

全面地盤改良による基礎・山留形式の改善

◎事例3：ECI方式「ラグビー場新スタンド」

構造部材のP Ca化による工期短縮

これらはフロントローディングに取り組めた数少ない公共工事である。しかし、大半はフロントローディングの難しいとされる設計・施工分離方式である。日建連会員会社の受注総額においても半数は分離方式であり、分離方式にどう適用できるかが、今後、解決すべき重要課題と考えている。